

# 阿賀野市職員措置請求書

## 阿賀野市長に関する措置要求の要旨

### 1 請求の要旨

#### (1) 誰が、いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか

総務課長は別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」記載の22件の市長公用車の使用を認め運転員に運転業務を命令した。

別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」

#### (2) 違法・不当な財務会計上の行為と考える理由

阿賀野市民オンブズマンでは、市長公務と関連性のない市長公用車（エステイマ、H. B）の使用実態がないかどうかを調べるため、平成28年6月13日付けで阿賀野市長に対して、平成27年度及び平成28年度4月末日までの13か月間の市長の公務日程及び市長公用車の運転日誌について情報公開請求を行い、同年7月1日に担当課から資料（写し）が交付された。市から交付された資料を詳細に比較検討したところ、22件の市長公用車の使用について、庁外での市長公務が入っていないにもかかわらず、公用車の運行実態があることが判明した。

市長公用車（以下、「市長車」という。）は通常の公用車と異なり、市長が執務する市庁舎以外の場所で行われる公務に出席するために使用される市長車と市長車の運転業務に従事する運転員が市庁舎に配置されている。通常、市長が庁外で行われる公務に出席する場合、運転員は市庁舎と公務先との間で市長を乗せた状態で市長車を往復運転するが、市長を公務先に送るのみ、または公務先に市長を迎えに行くのみ、など市庁舎と公務先と間で市長を乗せた状態で市長車を片道運転することもある。

また市長車の使用については市職員が市長公務以外の公務で使用することも考えられる。この場合、当該公務を執行する日時に通常の公用車の全てが使用中のため、当該公務日程を変更できずやむを得ず空いている市長車を使用する場合が想定される。しかし、職員の私用車を公務で使用することが認められている（平成16年4月1日訓令第4号）ことを考えると、空いている

市長車をしかも運転員付きで使用することは考えにくい。

以上の検討結果からすると、市役所内の何者かが市長公務のっていない日時に、市長車を公務以外の目的、すなわち私的用務で使用しているものと思われる。

### (3) 阿賀野市に与えた損害

公務に関連性のない市長公用車の使用によって、市が蒙った損害が次のとおりである。

別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」に記載された22件の市長公用車の運行経費（運転員の人件費、車の燃料代）

### (4) 求める措置請求

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」に記載された22件の市長公用車の使用を認めた最終責任者（決裁権者）に対して市が蒙った損害を回復させよ。

### (5) 財務会計上1年を経過した行為に対して監査を請求する理由

別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」に記載された22件中、11件については、財務会計上1年を経過した行為であり、本来であれば監査対象から除外されるものではあるが、1度ならずその後においても、公務以外の用務で市長公用車を使用していると思われる実態があり常習性が認められる。財務会計上1年を経過した11件を含めて22件の市長公用車の私的使用は一連の行為としてとらえ監査すべきものである。

### (6) 最後に

阿賀野市民オンブズマンでは、舛添要一前東京都知事が知事公用車を私的な目的で使用しているとのメディア各社の報道を受けて、市長公用車が公務以外の目的に使用されていないかどうかを調べるため、平成28年6月13日付けで阿賀野市長に対して、平成27年度及び平成28年度4月末日までの13か月間の市長公用車の運転日誌及び同期間の市長の公務記録について情報公開請求を行い、同年7月1日に担当課から資料（写し）が交付された。

なお、市から交付された市長の公務記録（「会議・行事出席報告書」）については、阿賀野市情報公開条例第10条第2号に該当するためとの理由で部分公開（該当箇所が黒塗り）となった。市から交付された資料（「会議・行事出席報告書」）は、市議会定例会の初日に行われる市長の一般行政報告に併せて市議会議員に配布されている資料と同じものである。市議会議員に配布されている資料には黒塗りの箇所はない。


阿賀野市民オンブズマンは、市当局による市政情報の開示について、市議会に対する対応と市民が行った情報公開請求に対する対応に著しい不平等・不公平な取扱いがあったこと、また結果として市民が主体的に行った情報公開請求による「知る権利」の行使が不当に制約されたことに対して強く抗議するものである。

※阿賀野市情報公開条例第10条第2号

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報を公開してはならない。

- (1) (略)
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの。(略)

## 2 請 求 者

阿賀野市   
TEL(FAX)0250-62-0640 (事務所)  
無職 (阿賀野市民オンブズマン代表)

天野市策 

地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成28年9月16日  
阿賀野市監査委員 御中

# 事 実 証 明 書

証拠 1 番                    別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」に記載された 2 2 件の市長公用車の運行記録が記載された「運転日報」  
※資料中のナンバーは別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」のナンバーに対応

証拠 2 番                    別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」に記載された 2 2 件の市長公用車の運行日時を挟んだ市長の公務日程を記した「会議・行事等出席報告書」  
※資料中に黒塗り個所があるのは、情報公開請求によって市から交付された資料に黒塗り個所があったため。

# 添 付 書 類

事実証明書の写し